

第2回 ICT を活用した歩行者の移動支援に関する勉強会の概要

1. 開催日時等

日 時： 平成22年11月16日（火） 15:00～17:15

場 所： 中央合同庁舎3号館4階会議室

座 長： 坂村 健 東京大学大学院情報学環教授

委 員： 岩下 恭士 毎日新聞デジタルメディア局ユニバーサロン編集長

碓井 照子 奈良大学文学部地理学科教授

後藤 省二 三鷹市健康福祉部調整担当部長

立松 英子 東京福祉大学社会福祉学部教授

主宰者： 小泉 俊明 国土交通大臣政務官

行政側出席者：

総合政策局、都市・地域整備局、道路局、鉄道局、港湾局、航空局、
国土技術政策総合研究所、国土地理院、観光庁

事務局： 政策統括官付参事官室

2. 主な議事概要

坂村座長より歩行者移動支援システムの概念について説明があり、続いて移動支援システムの重要な要素技術である歩行空間ネットワークデータや場所情報コードについて、本省（政策統括官付参事官室）及び国土地理院から最新状況についての報告があった。また、歩行空間ネットワークデータに関し、民間企業から現状の取組みが説明され、出席者による意見交換が行われた。主な議論は以下の通り。

（1）歩行者の移動支援システムの概念について

○ICT を活用した移動支援には、バリアフリー情報や、要所で高精度に位置情報を提供する基盤技術が重要である。

○場所を特定するためには、場所情報コードを振る手法が有効であり、その情報もルールを決めた上で公開することが必要。その応用として、障がい者支援を実現することも可能となる。

○バリアフリーマップは、民間の商業ベースでは整備されにくい情報であり、結果として現状の整備状況は不十分であると言える。歩行空間ネットワークデータを国土情報基盤として位置づけ、情報インフラとして国が整備に取り組むべきである。

○基盤技術に着手するという取り組みには、制度設計が重要である。国が初めに歩行空間ネットワークデータの整備を行った後、国や地方自治体、民間企業、障がい者の方々など誰もが整備や更新に参画できる制度設計を検討するべきである。

(2) 主な意見交換の内容

○民間の企業努力の範囲では、現在の歩行空間ネットワークデータ整備仕様にある項目を網羅するデータ作成は困難であるが、国において歩行空間ネットワークデータが先導的に整備されれば、民間企業としても活用可能。ただし、データ使用時の責任所在や既存データとのフォーマットの調整等が課題。

○歩行空間ネットワークデータを作成することは、GISを活用するための情報インフラとして大変重要な意義があり、場所情報コードをあらゆる地物に取り付けること（地籍、基準点、建物の入り口など）で次世代のイノベーションになると考える。また、新しい計測技術（モバイルマッピング）は、バリアフリーマップだけでなく、都市計画、道路台帳整備、景観街づくりなどの各事業に活用できる期待がある。

○視覚障がい者向けのナビでは、経路の案内だけでなく、周囲にあるものの多様な情報が説明されれば、街歩きの楽しみが向上する。（音響式信号機は夜間に音響が停止することから）音以外の情報提供手法による解決を期待する。また、店舗情報などは早い周期で現地が変わるため、データ更新はリアルタイムで公表できる仕組みがあるとよい。

○歩行空間ネットワークデータについては、継続的な維持・運用が非常に大事。自治体によっては、障がい者当事者の NPO がデータのメンテナンスに関わっている場合があり、様々な地域でそのようなスタイルも案として考えられる。今後はデータを利用する際のロジックについて、最初は標準的なものが必要ではないかと思う。ネットワークデータの項目は多岐に渡っており、地方公共団体としても協力可能と考えられる。

○歩行空間ネットワークデータを使った経路探索の際の、階段を避けるなどの条件設定は、身体障がい者らの状況によって千差万別であり、ある人へのサポート手段が別の人にとっては困ることもある。技術の進歩により、障がい者個人の状況に合わせた移動支援技術が実現しようとしているが、個人が情報の受信方法を選べるようになると良い。また ICT による移動支援技術は、障がい者を支援している人（家族やガイドヘルパーなど）にも役立つものとして期待している。

3. まとめ

○歩行者の移動支援システムの制度設計や、歩行空間ネットワークデータの継続的な維持更新手法を検討することが重要である。本勉強会で、今後も継続的に検討を進めていく。

以 上